

補助対象経費・補助対象外経費の一覧

補助対象経費

- ・設備・機器の購入・設置工事費
 ※原則、設備と一体として支払われる運搬料や設置費、工事費は対象とする
 ※補助の対象となる省エネ設備・機器
 - ・事業用として市内の工場・店舗・事務所等へ設置するもの（自宅兼事務所等への設置は対象外）
 - ・更新前と比較し、「5%以上」の省エネルギー効果が見込まれるもの（設備・機器メーカーまたは納入業者による証明が必要）
 - ・生産設備やサービス等を提供するために必要な事業用の省エネ設備・機器（更新に限定）
 - ・設備・機器1台（LED照明設備の場合は一式）当たりの単価が法人22.5万円以上（税抜き）、個人事業主15万円以上（税抜き）のもの

補助対象外経費

・公租公課（消費税及び地方消費税）	※左記以外の経費であっても、次に挙げるものは対象外となります。	
・継続的経費（家賃、駐車場代、光熱水費等）	・交付決定よりも前に購入、設置、支払ったもの	
・人件費（給与、役員報酬等）	・領収書や振込明細等の宛名が、申請書に記載した「申請者名（会社名・個人名・屋号）」、「代表者名」、「店舗名称」、「店舗責任者氏名」以外のものや空欄のもの	
・文房具・事務用品等の消耗品費（はさみ、ペン、封筒、インク・トナー、CD/DVD、USBメモリ、電池等）	・クレジットカードで支払ったもの	
・通信費（切手代、携帯電話料金、Wi-Fi使用料、インターネット回線使用料、プロバイダー料金等）	・一般価格や市場相場と比べて著しく高価なもの及び中古品	
・支払にかかる手数料等（振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等）	・自社で製造する製品	
・決算書作成や税務申告等のために税理士・会計士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用	・グループ企業や関連会社、自社の役員や社員等に対して支払ったもの	
・各種保険料等	・手形払等で支払い実績を確認できないもの	
・借入金の支払利息・遅延損害金・損失補填等	（現金もしくは振込以外は対象外となります）	
・飲食・接待等のかかる費用	・他の取引と混在した支払いであって明細等で当該経費が判別できないもの	
・レンタルまたはリースする場合の費用	・領収書、振込データ、通帳等、支払いが確認できる書類が提出できないもの	
・当補助金申請にかかる書類作成支援や郵送料等の費用	・国・県・市等、他の補助金の対象となっている経費	
・公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費		
・他の業務に使用できる汎用性の高い設備等（事務用のパソコン、プリンタ、タブレット等）	補助対象外経費（見積書でよくつかわれる項目）	
・設備等の設置場所の整備工事、基礎工事に要する経費	撤去費	現場経費
・既存設備・機器等の撤去費用	廃棄費	整備工事
・既存設備・機器等の廃棄費用（処分費用、フロン回収費用）、リサイクル料金	処分費	基礎工事
・既存設備・機器の改良・改修に要する費用	フロンガス破壊処分費	消耗品等
・建物、構築物の購入等に要する経費	回収費	見積作成費
・自動車等車両（道路運送車両法施行規則第2条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）	リサイクル料	その他
・太陽光発電設備等、再生可能エネルギーを活用した設備・機器	諸経費	先方負担の振込手数料(実績報告時に発生する項目)

見積書の記載について

「入替工事」「取替工事」「交換工事」など、設置と撤去が同時に行われる工事に関しては、撤去部分が対象外となります。

備考などに「撤去を含まない」旨の文言が入っていない場合は、補助対象外経費となりますのでご注意ください。